

第6次定員適正化計画（R3.4.1～R8.4.1） 改訂の概要

1 改訂の経緯・趣旨

- (1) 定年の引上げに伴い、職員が65歳まで退職せず勤務することとなるため、現行計画では対象外としていた60歳を超える職員も、定員適正化計画の対象職員に含めて管理していく必要が生じました。
- (2) 定年が2年に1歳ずつ引き上げられることにより、2年おきに定年退職者が発生しないこととなるため、新規採用職員数について検討する必要が生じました。

2 計画改訂にあたっての基本的な考え方

現行計画の基本的な考え方は変更せず、定年の引上げに伴い、数値管理する職員数の整理を行うのみとします。そのため、計画期間についても、現行のR3からR8までのままとします。

3 具体的な改訂内容

(1) 対象職員について

定年の引上げにより60歳到達後も引き続き常時勤務する職員及び暫定再任用職員（旧再任用職員）（以下「高齢層職員」という。）についても計画の対象に含め、全体数として計画管理していくこととします。

計画管理上は、これまで計画対象であった60歳到達前の職員と高齢層職員を分けて人数管理するとともに、暫定再任用職員（旧再任用職員）のうち、週4日勤務の短時間勤務職員については、1人あたりを0.8人換算することで、実労働時間も考慮した計画とします。

(2) 行政職の定員について

計画期間内において、高齢層職員の職員数が減少する見込みであることから、新規採用職員数を従来の計画数よりも増加させることで、必要総職員数を維持し、行政需要に対応します。

(3) 技能業務職の定員について

高齢層職員も含めると、総職員数が大幅に減少することになりますが、本市における個々の技能業務職場の状況や民間委託の進捗状況も踏まえ、技能業務職員全体の適正人数については改めて検討する必要があるため、本計画の計画期間内においては、高齢層職員の減少分を新規採用職員等で調整することはせず、次期計画の策定時に整理します。

4 定員の設定

(1) 改定後の職種別の数値目標（図表8）

※ 定年引上げによる改訂部分については、下線表記。（単位：人）

区分	職 種		基準値 R3. 4	目標値 R8. 4	増減
～60 歳	行政職	事務職	1, 006	<u>1, 069</u>	<u>63</u>
		技術職	337	<u>348</u>	<u>11</u>
		小計	1, 343	<u>1, 417</u>	<u>74</u>
	技能業務職		330	272	▲58
	合計		1, 673	<u>1, 689</u>	<u>16</u>
61 歳～ 65 歳	行政職	事務職	<u>76</u>	42	▲34
		技術職	<u>15</u>	<u>25</u>	<u>10</u>
		小計	<u>91</u>	<u>67</u>	▲24
	技能業務職		<u>102</u>	<u>70</u>	▲32
	合計		<u>193</u>	<u>137</u>	▲56
総計			1, 866	1, 826	▲40

⑤

④

(2) 改定後の定員適正化計画（図表 9）

※ 定年引上げによる改訂部分については、下線表記。

（単位：人）

区分	職種		R3	R4	R5	R6	R7	R8
～60 歳	行政職	事務職	1, 006	<u>1, 005</u>	<u>1, 015</u>	<u>1, 030</u>	<u>1, 052</u>	<u>1, 069</u>
		技術職	337	<u>330</u>	<u>327</u>	<u>331</u>	<u>343</u>	<u>348</u>
		小計	1, 343	<u>1, 335</u>	<u>1, 342</u>	<u>1, 361</u>	<u>1, 395</u>	<u>1, 417</u>
	技能業務職		330	<u>311</u>	<u>299</u>	<u>283</u>	<u>275</u>	272
	合計		1, 673	<u>1, 646</u>	<u>1, 641</u>	<u>1, 644</u>	<u>1, 670</u>	<u>1, 689</u>
61 歳～ 65 歳	行政職	事務職	<u>76</u>	<u>62</u>	<u>60</u>	<u>49</u>	<u>45</u>	<u>42</u>
		技術職	<u>15</u>	<u>17</u>	<u>15</u>	<u>17</u>	<u>18</u>	<u>25</u>
		小計	<u>91</u>	<u>79</u>	<u>75</u>	<u>66</u>	<u>63</u>	<u>67</u>
	技能業務職		<u>102</u>	<u>101</u>	<u>94</u>	<u>95</u>	<u>81</u>	<u>70</u>
	合計		<u>193</u>	<u>180</u>	<u>169</u>	<u>161</u>	<u>144</u>	<u>137</u>
総計			<u>1, 866</u>	<u>1, 826</u>	<u>1, 810</u>	<u>1, 805</u>	<u>1, 814</u>	<u>1, 826</u>

※ R3～R5 については、実績値で表記。

(3) 改訂後の定員適正化計画に係る補足説明

改定後の職種別の数値目標のうち、行政職の高齢層職員の減少分「24 人」（図表 8 ㉔）について、新規採用職員を「16 人」（図表 8 ㉕）増加することで補っていく計画としています。

ここで「8 人」の差が出ているのは、高齢層職員である暫定再任用職員（旧再任用職員）のうち週 4 日勤務の短時間勤務職員については、1 人あたりを 0.8 人換算で考えているためです。

つまり、計画期間中にフルタイム勤務の暫定再任用職員が 20 人増加、短時間勤務の暫定再任用職員が 44 人減少で差し引き 24 人の減となりますが、この 24 人分をそのまま増員とはせず、まず短時間勤務の減少分 44 人を 0.8 人換算し、これに増加するフルタイム勤務の暫定再任用職員 20 人を差し引きした分の職員（ $44 \text{ 人} \times 0.8 - 20 \text{ 人} = 16 \text{ 人}$ ）を増加させることとしています。